

別冊給水装置工事施行基準
熊取水道事業

令和6年 10 月
熊取水道センター

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。

見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。

なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

1. 総則

1.1 施行指針

1.1.2 給水装置の定義(P.1)

1. 水道メーターの貸与品は口径 13～40mm とする。また、口径 50 mm以上のメーター及び遠隔装置付集中検針の場合は、私設メーターとする。

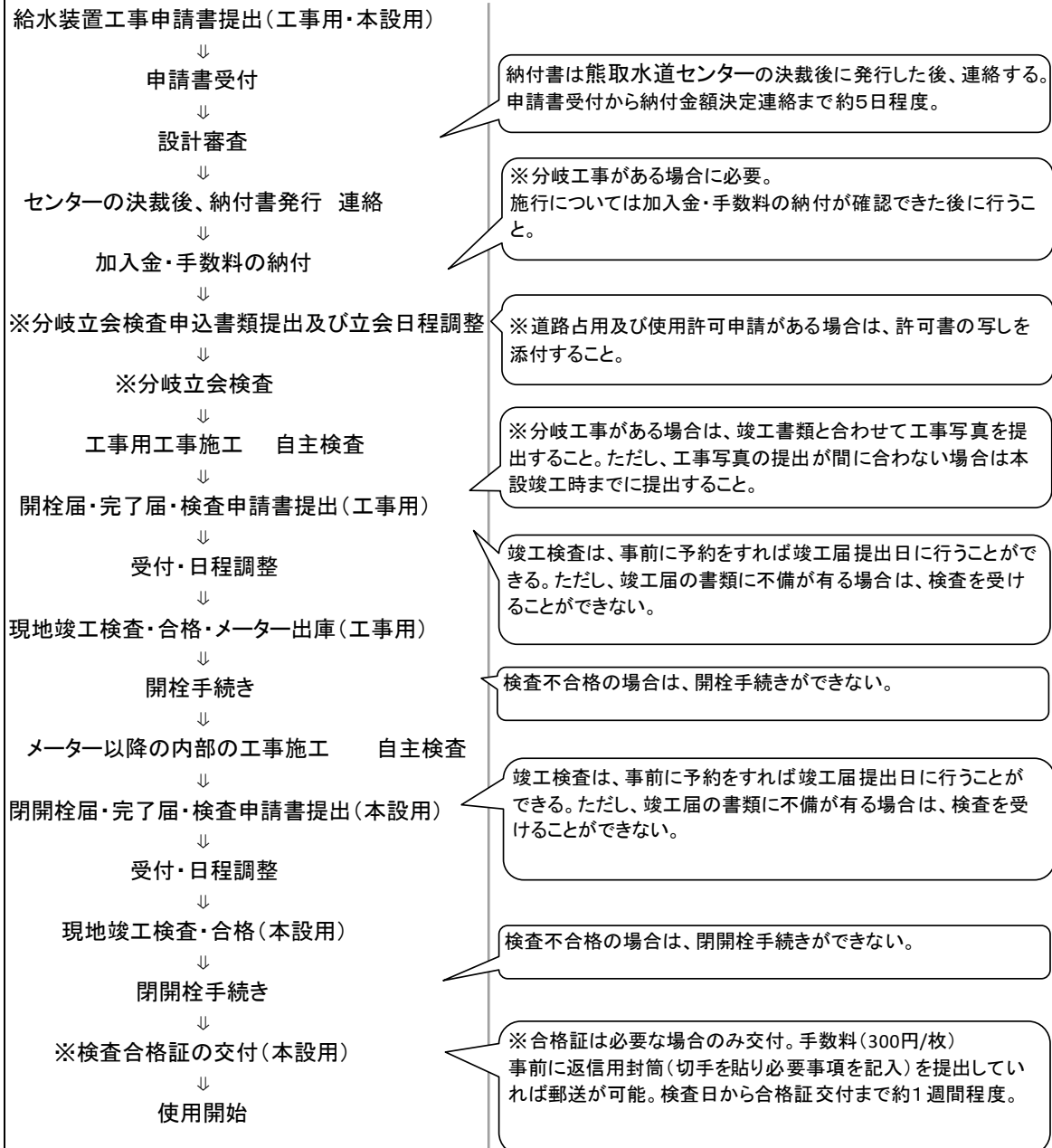
3. 手続

3.2 申請場所(P.15)

1. 熊取水道センターの給水装置工事の業務フローは次の①から④のとおりとする。

※工事用とは、加入金の権利があり、家の新築や建て替え工事の工事期間中に使用する給水装置のことをいう。

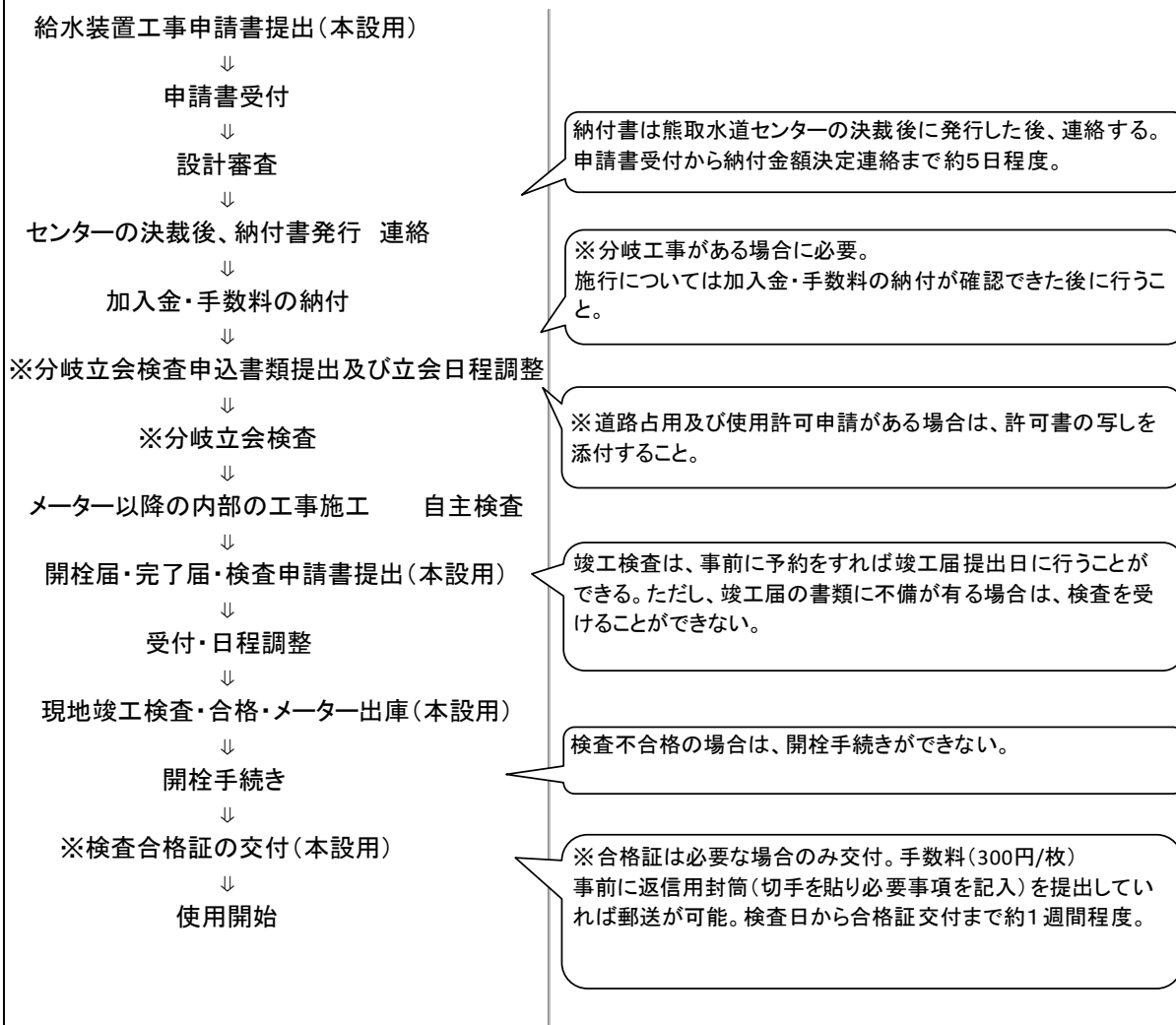
①工事用水が必要で、本設申請・工事用申請を同時に提出する場合



【注意事項】

- 工事用とは、加入金の権利があり、家の新築や建替工事の工事期間中に使用する給水装置を対象とする。
- 道路掘削が必要な場合、国府道の場合は代理申請となりますので必要書類を提出すること。また、給水工事において、分岐穿孔作業を伴う場合は立会有り。
- 本設および工事用水の竣工検査は、指定工事業者の立会が必要。
- 建替の場合は、加入金が不要または口径の差額分の納付となる。
- 工事用水の水道料金は、口径別料金となる。
- メーターについて
 - ・新設の場合、工事用水使用開始時に新しいメーターを出庫し、本設竣工後もそのまま同じメーターを使用する。
 - ・建替の場合は、申請時に既設のメーターの有効期限が残ってればそのまま使用する。
- 工事用水の使用者と本設竣工後の使用者が異なる場合は、本設工事竣工時に工事用水の閉栓と竣工後使用者の開栓が必要となります。
- 合格証は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項記入)を提出していれば郵送可能。

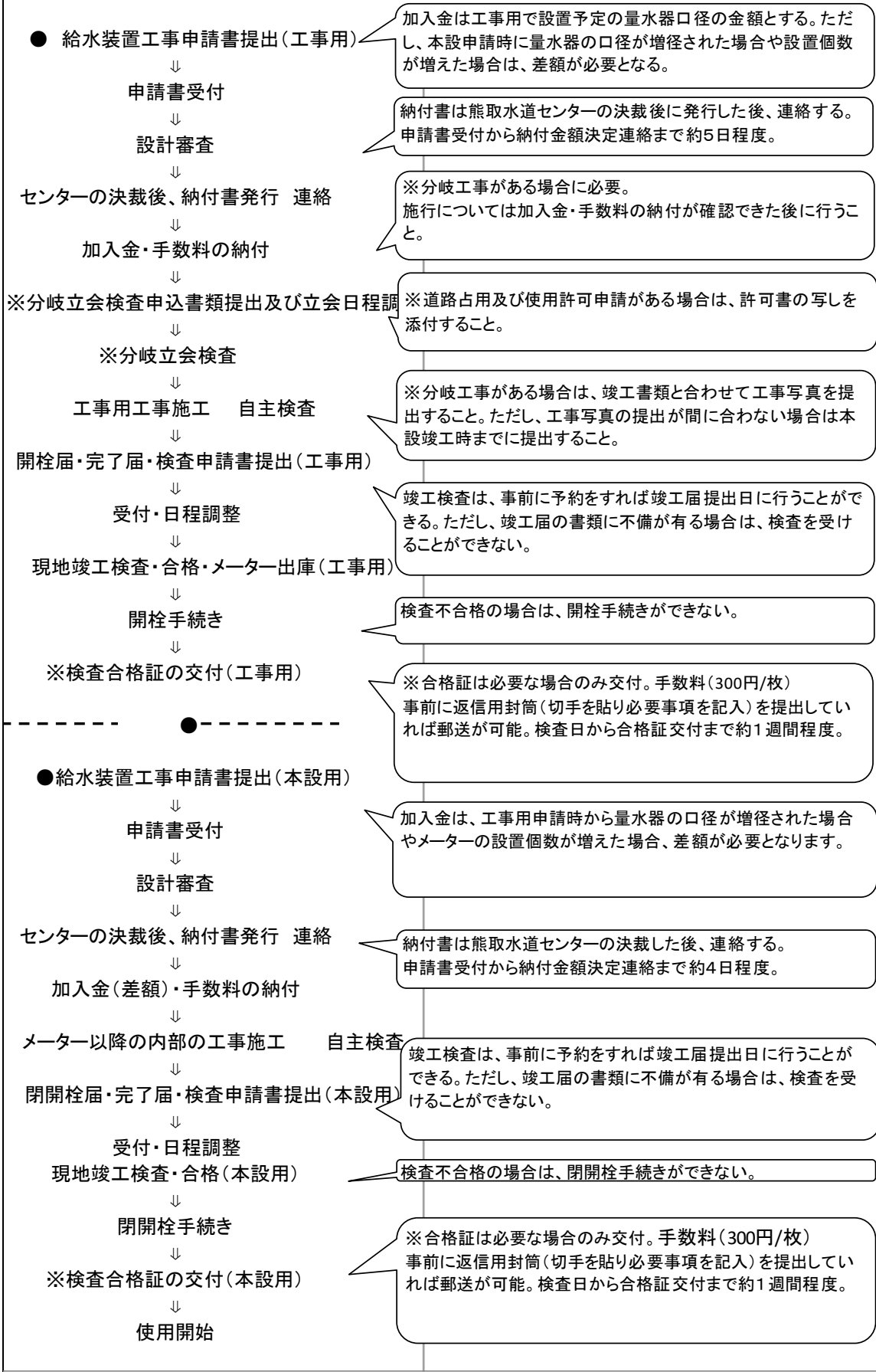
②工事用水が不要で、本設申請のみ提出する場合



【注意事項】

- 道路掘削が必要な場合、国府道の場合は代理申請となりますので必要書類を提出すること。また、給水工事において、分岐穿孔作業を伴う場合は立会有り。
- 本設の竣工検査は、指定工事業者の立会が必要。
- 建替えの場合は、加入金が不要または口径の差額分の納付となる。
- メーターについて
 - ・新設の場合、本設竣工後に新しいメーターを出庫する。
 - ・メーターは、竣工検査時に現地へ持参し、合格ならその場で出庫する。
 - ・建替えの場合、竣工時に既設のメーターの検定期限が残ってればそのまま使用する。
- 合格証は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項記入)を提出していれば郵送可能。

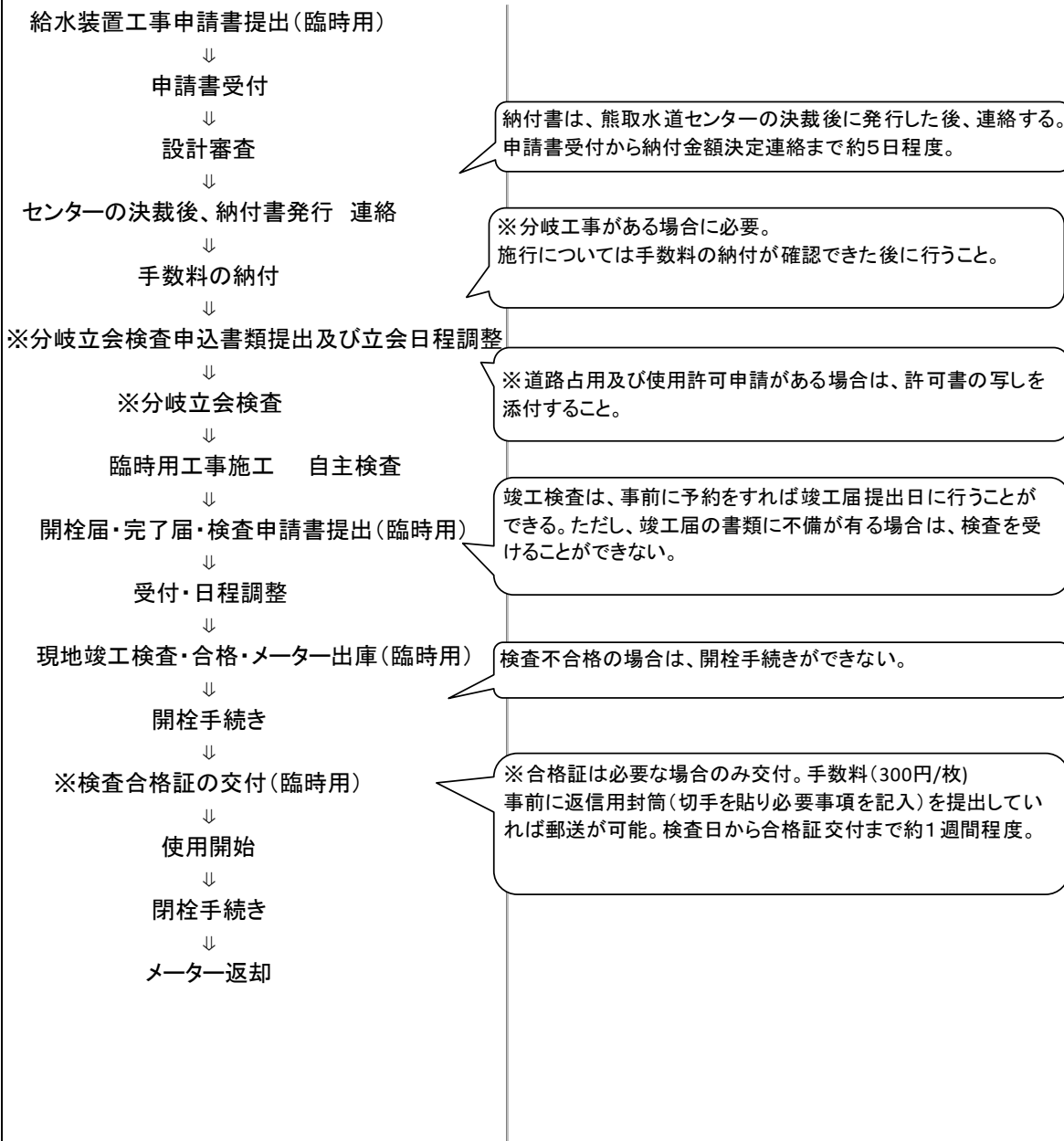
③工事用水が必要で、工事用申請を先行して提出し、そのあと本設申請を提出する場合



【注意事項】

- ①と同じ

④臨時用給水のみの場合



【注意事項】

- 臨時用とは、加入金の権利がなく、選挙事務所など一時的期間中に使用する給水装置を対象とする。
- 道路掘削が必要な場合、国府道の場合は代理申請となりますので必要書類を提出すること。また、給水工事において、分岐穿孔作業を伴う場合は立会有り。
- 竣工検査は、指定工事業者の立会が必要。
- 水道料金は、臨時用料金となる。
- メーターについて
 - ・メーターは、竣工検査時に現地へ持参し、合格ならその場で出庫する。
- 加入金は不要。
- 合格証は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項記入)を提出していれば郵送可能。

3.3 事務手続(P.16)

1. 事前協議

(4)その他

○開発行為等で将来、企業長へ無償譲渡し、配水管として取り扱われる配管については、別途協議とする。

○また、熊取水道センターが求める以下の書類を提出すること。

提出書類:「事前協議書」(熊取町開発指導要綱に準ずる)

○事前協議及び給水同意を終了した後、給水主管工事を申込みする場合は、施行基準に定める書類のほか、以下の書類を提出する。

- ① 事前協議書回答書の写し(回答内容と指示事項の写しも添付)及び給水同意の写し
- ② 平面図
- ③ 配管平面図
- ④ 断面図
- ⑤ 交差図
- ⑥ 仮設配管図(必要な場合)
- ⑦ 施工手順書
- ⑧ 他企業管の埋設状況が確認できるもの

2. 工事の申込み

○他の土地に給水装置を設置し、又は他人が所有する給水装置を使用する場合は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。なお、企業団が必要と判断した場合、以下の承諾書を提出すること。

・分岐承諾書

他の所有者の給水装置から分岐をする場合に、既設給水装置(分岐元使用者)との協議承諾内容の確認できる書類。

・給水装置設置承諾書

給水装置工事にあたり他の所有者の土地を掘削し設置する場合に、土地所有者との協議承諾内容を確認できる書類。

○給水装置誓約書については、分岐部からメーターまでの既設給水管を使用するにあたり、想定される諸問題について承諾内容を確認できる書類である。必要な書類は別途、熊取水道センターに確認すること。

○道路掘削に伴う申請手続きについては、以下のとおりとする。

- ① 埋設を計画している道路について、事前に管理者と協議し、施行に関する条件及び申請に必要な書類を確認する。
- ② 道路法 34 条に基づき、他の地下埋設物占有者と協議を適切に埋設、施行ができるように協議する。
- ③ 道路管理者への占用申請について、町道・町管理道路は町へ直接申請し、国・府道は企業団にて代理申請となるので、別紙1、2【道路占用依頼書および誓約書】その他必要書類を提出すること。

4. 加入金・手数料等の納付

(1) 加入金

○開発区域内において既に前納された加入金がある場合の取り扱い

以下の開発区域においては、開発者にて加入金が前納されているため徴収は行わない。

希望が丘、自由が丘、若葉、山の手台、南山の手台の当初開発区域

3.6 工事の変更・取消し(P.27)

1. 給水装置の水栓場所等の軽微な変更は、給水装置竣工届の竣工図面に記載するのみでも可能とするが、事前に協議を必要とする。

4.設計

4.5 給水方式の決定

4.5.1 基本事項(P.40)

1. (6)標準的な共同住宅の引込給水口径は、次のとおりとする。

○直結直圧式給水の場合

2階建て以下の共同住宅の最大給水戸数については、以下を標準とする。

共同住宅引込給水口径別最大戸数

引込給水口径 (mm)	上限流量 (ℓ/min)	最大戸数		参考 管均等20mm の場合	総同時使用率 (管均等より) %
		ファミリー 37ℓ/戸	ワンルーム 20ℓ/戸		
25	56	1	2	1	100
30	84	2	4	2	100
40	150	5	8	5	90
50	235	9	13	9	90
75	529	27	37	27	70
100	942	55	78	55	60

注1) 上表はあくまで一般的な事例であり、引込給水口径別の最大戸数以内であっても、給水管の延長や配水管状況等の現場条件により最大戸数以下となる場合がある。

注2) 直結増圧式・貯水槽式及び3階以上の直結直圧式の共同住宅については別途協議を必要とする。

給水用具の標準使用水量

給水用具の口径	(mm)	13	20	25
標準使用水量	(ℓ/min)	17	40	65

○将来の水需要

将来、水の需要が増加し給水及びメーター口径が基準範囲を超過する可能性のある施設については、仮の使用用途等も考慮し口径を決定するものとする。また、既設給水装置の改造時には給水及びメーター口径が基準範囲を超過していないか確認を行い、改造後の給水装置において超過しない適当な口径にて計画及び施行する。なお、上記に係る費用負担についてはすべて給水装置所有者又は使用者の負担とする。

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法 (P.67)

2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例や管種等は以下を標準とする。

給水管口径 (mm)	13~40	50~100	150~200
管 種	PP2 層管	PE 管	DIP 1 種管
継手形式	ワンタッチ式継手	EF 融着	GX
一次止水栓	ボール式止水栓※1	ソフトシール仕切弁 (PE形・一体型)	ソフトシール仕切弁 (GX形・一体型)
メーター 直結止水栓	伸縮継手付直結止水栓 (逆流防止弁内蔵ボール式)	ソフトシール仕切弁 (PE形・一体型)	ソフトシール仕切弁 (GX形・一体型)
配水管穿孔 断面防食対策	密着コア	密着コアまたは 防食コア	防食コア
明示シート	必要	必要	必要
標示ピン	必要	必要	必要
ロケーティング ワイヤー	必要	必要	必要
浸透防止・浸食防止 スリーブ	浸透防止スリーブ※2	浸透防止スリーブ※2	ポリエチレンスリーブ
備 考			内面エポキシ樹脂粉体塗装
技能配管講習 受講修了者	×	○	○

※1) 口径 40 mm については、青銅製仕切弁とする。

※2) 浸透防止スリーブについては、国府道設置の場合のみ。

注 1) 給水管口径 75~100mm についても、分岐配水管口径や国府道部分においては GX 形となる場合があるので、協議必要。

注 2) 既設引込給水管(分岐部から一次止水栓まで)の管種が HIVP の場合は、一次止水栓からメーター直結止水栓までの管種を HIVP とすることができる。

注 3) 口径 40 mm 以上の止水栓又は仕切弁をセンターラインのある道路の対向車線側より分岐する場合は、分岐部付近に止水栓又は仕切弁を設置すること。車道部分に設置する仕切弁鉄蓋については、熊取水道センターの仕様とすること。

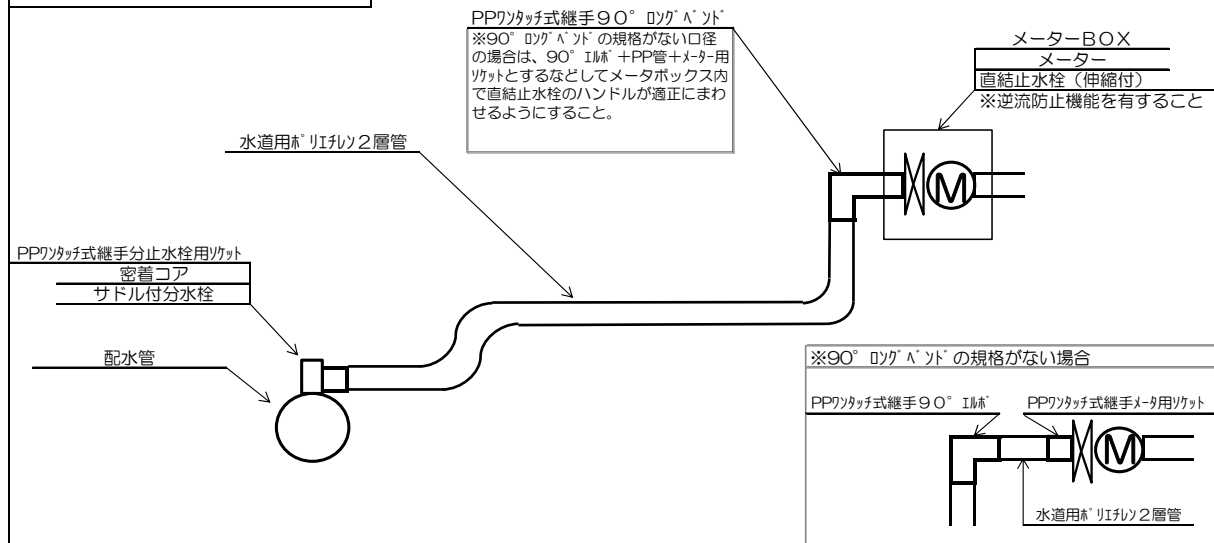
但し、不断水穿孔において水平で施工し、弁操作が可能であれば不断水仕切弁を本設仕切弁として代用しても良いが、配水管への輪荷重の影響を避けるため、熊取水道センターが指定する弁室の構造とすること。

弁室の構造は P12. 5.2.3 仕切弁等の設置の記載図のとおりとする。

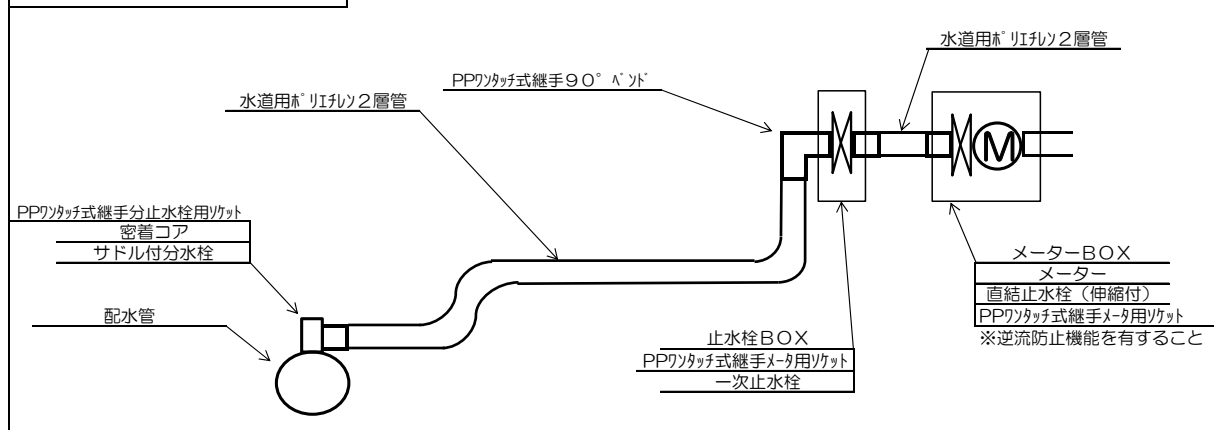
○口径 20～40 mm

新設給水管引込標準図 (φ20mm～φ40mm)

一次止水栓を設置しない場合



一次止水栓を設置する場合

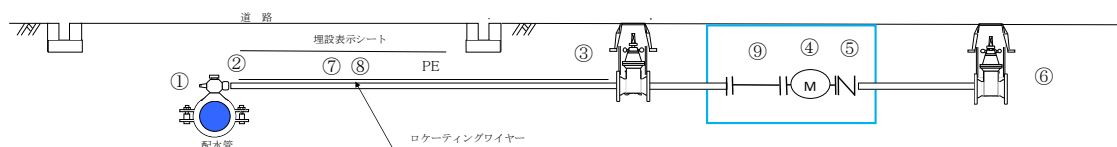


使用材料の規格

材料名称	規格	材料名称	規格
サドル付分水栓	A形 (ボール式)	直結止水栓 (伸縮付)	逆止弁付ボール型
配水管穿孔断面防食対策	密着コア	メーター	
水道用 ^ホ リフレソ2層管	1種 JIS K 6762	止水栓BOX	
分止水栓用ソケット	水道用ポリエチレン管 フタ付式継手	メーターBOX	
90° バンド		ロケーティングワイヤー	水道用
90° ロングバンド		明示シート	水道用ダブル
メーター用ソケット		浸透防止スリーブ	φ13～50用 (国府道埋設時のみ使用)
一次止水栓	～φ30	ボール型 キー式キャップ	
	φ40	青銅製仕切弁	
		明示ピン	給水管用

- (1) メーター交換に支障をきたす恐れのある給水装置には、メーター下流側に止水栓又は仕切弁を設置し逆流を防止する。なお、詳細については設計計画時に協議すること。
- (2) 給水引込時にあらかじめメーターの設置場所が決まっている場合、一次止水栓を省きメーター直結止水栓のみとすることができる。この場合、協議が必要となる。

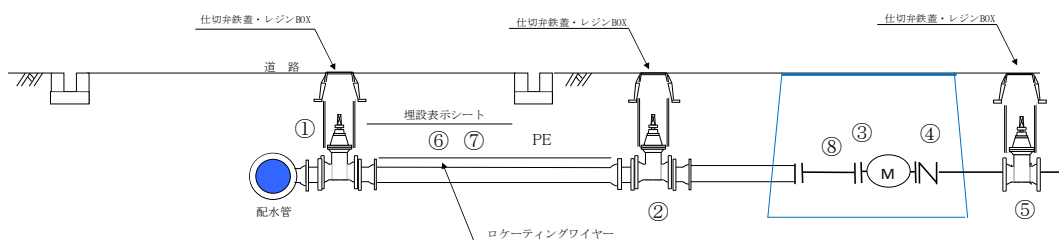
○口径 50mm



項目	種類
①分水	不断水割丁字管又はサドル付分水栓 ※1
②継手	分止水栓用EFソケット
③メーター上流側止水栓	ソフトシール仕切弁 (PE形・一体型)
④メーター	φ 50 (私設メーター)
⑤逆止弁	上水フランジ+逆止弁
⑥メーター下流側止水栓	ソフトシール仕切弁 (PE形・一体型)
⑦管種	PE 管
⑧管保護	浸透防止スリーブ
⑨継手	フランジ付伸縮継手

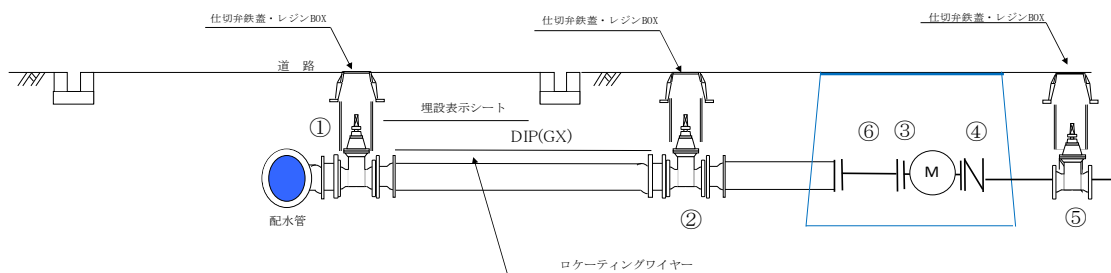
※1 密着コア又は防食コア

○口径 75mm～100mm



項目	種類
①分水	不断水割丁字管 (VK 型) 防食コア GF パッキン使用すること
②仕切弁	ソフトシール仕切弁 (PE形・一体型)
③メーター	φ 75～φ 100 (私設メーター)
④逆止弁	逆止弁
⑤メーター下流側仕切弁	ソフトシール仕切弁 (PE 形形・一体型)
⑥管種 ※1	PE 管
⑦管保護	浸透防止スリーブ
⑧継手	フランジ付伸縮継手

○口径 150mm～200mm



項目	種類
①分水	不断水割丁字管 (VK 型) 防食コア GF パッキン使用すること
②仕切弁	ソフトシール仕切弁 (GX形・一体型)
③メーター	φ 150～φ 200 (私設メーター)
④逆止弁	逆止弁
⑤メーター下流側仕切弁	ソフトシール仕切弁 (GX形・一体型)
⑥継手	フランジ付伸縮継手

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐 (P.68)

8. 給水管の引込みは、原則として1敷地につき1引込みとする。ただし、二世帯住宅や共同住宅等は協議によりこの限りではない。

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(8) 配水管からの分岐口径は以下のとおりとする。

配水管		分岐管の口径 (mm)									
管種	口径 (mm)	20	25	30	40	50	75	100	150	200	
ダクタイル鋳鉄管	75	A				B	D	分岐 不可			
	100										
	150										
	200										
	250										
300											
ビニル管	40										
	50				D						
	75			A							
	100						D				
配水管ポリエチレン管	50										
	75			C							
	100						D				

A	サドル付分水栓
B	不断水工法又はサドル付分水栓
C	配水管布設に伴う分岐はEFサドル付分水栓
	既設配水管布設の分岐は鋳鉄サドル付分水栓
D	不断水工法

注1) 不断水工法は、フランジ形式とし、別途協議を行う。

注2) 上記 A～D の分岐方法が困難な場合は別途協議とする。

5.3 土工事等

5.3.1 土工事(P.72)

2. 掘削に先立ち事前の調査を行い、道路管理者、泉佐野警察署の許可及び他の地下埋設占有者及び利害関係者の協議を完了し施行を行うこと。

5.3.4 給水管の明示(P.73)

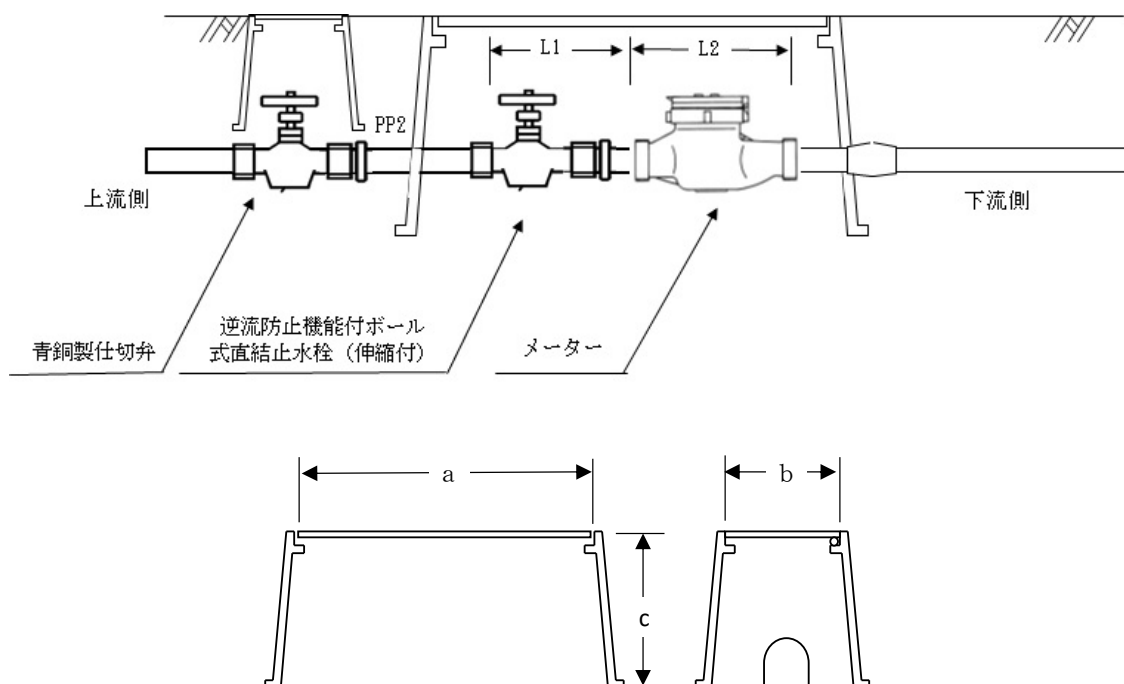
2. 明示ピンは、熊取水道センターの指示により設置すること。
- (1) 給水管の引込み位置を示す明示ピンを官民境界付近に設置すること。
- (2) 給水管にはロケーティングワイヤーを布設すること。

5.4 メーター設置基準

5.4.1 メーター室の構造(P.76)

1. (2)口径 40mm、50mm、75mm のメーター室の構造は次のとおりとする。

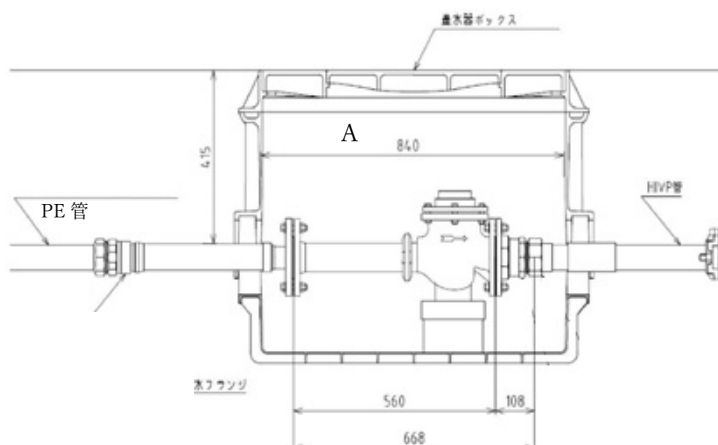
○口径 40mm



メーター口径	L1	L2	a	b	c
40	193~198	245	500	200	200

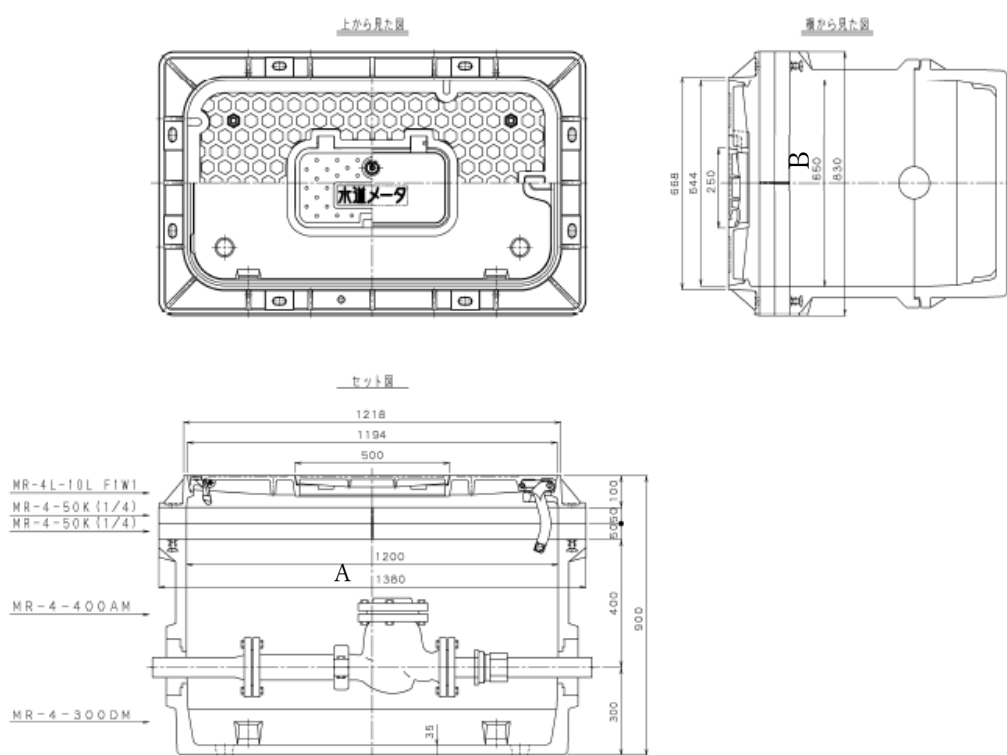
※a,b は最小寸法、cは参考寸法、単位は mm

○口径φ50mm(参考図)



BはAと直角方向の断面内寸法とする。

○口径φ75・100mm(参考図)



単位:mm

メーター口径	メーター室寸法		メーター長さ
	A	B	Lm
50	840 以上	420 以上	560
75	1200 以上	610 以上	630
100	1200 以上	650 以上	750

※1 上記の寸法を満たせば現場製作でも可とする。品質については協議すること。

※2 メーター交換を容易となるように設置すること。

5.4.2 メーターの設置(P.78)

3. 水道センターのメーター設置方法

○遠隔監視メーターについては、別途協議すること。

6. 直結(直圧・増圧)式給水の施行基準

6.1 3～5階直結直圧式給水(P.93)

1. (3) 必要分岐給水口径と配水口径が1ランク以下の口径の場合、片送り配水管の区間延長が概ね50m以内であること。

(6) (1)～(5)の要件を満たす場合でも以下の場合については適用しない。

○断水や減水が直接影響のある飲食店等が入居している建築物

○生産ラインで冷却用に水道水を使用している建築物

2. (4) 逆流防止弁を設置する位置は以下のとおりとする。

○戸建住宅、小規模な店舗、事務所、工場および戸建住宅に併設される小規模な店舗、事務所は、1階部分のメーター下流側に設置すること。

○共同住宅、比較的大きな店舗、事務所、工場および共同住宅に併設される店舗事務所は、各パイプシャフト内最下部および各メーター下流側に設置すること。

3. (2)

⑥ 老朽化による管内に錆が著しく発生していないこと。

⑦ 現状の使用状況で赤水等の水質異常がないこと。

⑧ 維持管理に重要な止水装置が正常に作動していること。

⑨ 特に高架水槽方式からの切替えの場合、流れ方向の逆転や水圧増加のため、新設管への布設替を原則とする。

5. (1)水圧測定に1週間を要するため審査期間については2週間を標準とする。しかし、共同住宅や使用水量の多い店舗、工場等は審査期間についてさらに時間を要する場合があるため、工期に余裕をもって水圧調査を申込みこと。

12. その他

○将来の水圧低下にも対応できるよう、増圧装置のスペースを確保すること。

6.2 直結増圧式給水(P.97)

1. (3) 片送り配水管の場合、片送り配水管の区間延長が概ね 50m以内であること。

(6) (1)～(5)の要件を満たす場合でも以下の場合については適用しない。

○断水や減水が直接影響のある飲食店等が入居している建築物

○生産ラインで冷却用に水道水を使用している建築物

2.(4) 各パイプシャフト内最下部および各メーター下流側に逆流防止弁を設置すること。

(7) また、減圧式逆流防止装置の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。

(9)

⑭ 将来の使用水量の増加や水圧変動も考慮し、ある程度の余裕水頭を確保する。

⑮ 増圧装置の上流側圧力センサーは、原則として減圧式逆流防止器直近の上流側とすること。

⑯ 増設装置の故障等の異常を早期発見できるように警報装置を設け装置本体および管理人室等に表示できる装置を設置すること。

⑰ 維持管理運転を1日1回以上自動で行う機能を有すること。

3. (2)

⑥ 老朽化による管内に錆が著しく発生していないこと。

⑦ 現状の使用状況で赤水等の水質異常がないこと。

⑧ 維持管理に重要な止水装置が正常に作動していること。

⑨ 特に高架水槽方式からの切替えの場合、流れ方向の逆転や水圧増加のため、新設管への布設替を原則とする。

5. (1)水圧測定に1週間を要するため審査期間については2週間を標準とする。しかし、共同住宅や使用水量の多い店舗、工場等は審査期間についてさらに時間を要する場合があるため、工期に余裕をもって水圧調査を申込みこと。

10.維持管理

(4)定期点検の実施

○設置者は、増圧装置等の異常、故障等の緊急時に迅速に対応するため、増圧装置付近の使用者の見やすい場所に増圧装置等緊急連絡先を掲示するものとする。

7. 検査

7.1. 主任技術者が行う竣工検査(P.101)

1. 提出書類についての留意事項は以下のとおりとする。

○平面図

- ・分岐部・一次止水栓及びメーターが確認できるようオフセットの記入
- ・給水管の埋設深さの状況

○写真

- ・分岐部の穿孔部分に密着コアまたは防食コアの設置状況
- ・給水管の埋設深さの状況
- ・給水管の接合状況
- ・サドル付水栓及び給水装置の耐圧試験状況(記録紙を含む。)
- ・メーター下流部の水圧テスト状況(加圧直後と10分後の2回。)*記録チャートでも可とする。

7.3 検査の合否

2. また、手直しを要求され指定された期間内に給水装置の改善が行われない場合や、正当な理由なしに検査を拒んだ場合は給水停止の措置をとる場合がある。
4. 工事検査合格日については、給水装置工事竣工検査日とする。

(別紙1)

道路占用許可申請依頼書

令和 年 月 日

(宛先)

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所 _____

申請者(施工業者名) 氏 名 _____

連 絡 先 _____

下記記載地先の上水道管理設占用許可申請について大阪広域水道企業団熊取水道センター長名義にて、申請していただきますよう依頼します。

記

占用場所	路線名	
	当該地番	
占用目的	上水道管の埋設(本管・給水引込管)	
占用員数	別途員数表参照	
占用物の構造	別途図面参照	
工事実施方法	別途交通処理図参照	
工事期間	許可日 ~ 令和 年 月 日 (日間)	
その他の事項	復旧方法	道路管理者の指示のとおり
	連絡事項	

(別紙2)

誓約書

令和 年 月 日

(宛先)

大阪広域水道企業団企業長 様

施工業者名

印

下記工事施行にあたり、工事完了までの間において（工事期間または本復旧まで）関係法令を遵守し、安全かつ苦情の無いよう責任をもって施行します。万一、事故等が発生した場合には、全て施工業者にて責任を負うことを誓約いたします。

なお、工事完了後の施行不良等による沈下や漏水等の問題、また、その他利害関係者との係争についても速やかに責任をもって対処します。

記

1. 施行場所

2. 工事目的

3. 工事期間

道路占用使用許可の工事期間のとおり